徳島県告示第二百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　地区名

妙見池地区

二　申請人

阿南市新野町新田八四番地　藤江耕作ほか八名

三　縦覧期間

平成三十一年四月五日から

平成三十一年五月十日まで

四　縦覧場所

阿南市役所